

# 公益財団法人国際金融情報センター2021年度事業計画書

## I. 調査事業

(1) 世界の主要国及び新興工業国・開発途上国の金融経済情勢を調査し、その成果を各種レポートにまとめる。2021年度の重点調査項目は次の通り。

新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）による公衆衛生危機は2020年の世界経済に大きなショックを与えた。年後半には、各国でとられていた移動制限や営業・生産活動の停止措置は徐々に緩和され、ペントアップ需要の顕在化や営業・生産活動の再開などにより持ち直しの動きが広がった。中期的にはワクチンの普及とともに新型コロナの影響が徐々に和らぎ、各国の積極的な経済政策にも支えられ2021年の世界経済は回復に向かうとみられる。しかしながら、足もと世界各国で感染が再拡大し、経済活動の制限措置が再導入されている。ワクチン接種を開始している国はあるものの、生産・供給面での課題は多く、世界中に広く行き渡るまでは時間がかかるとみられ、新型コロナを巡る不確実性は高い状態が続く。当面は社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）政策の下で、回復のペースも緩やかなものにとどまるとみられる。新型コロナの感染拡大は、各国で経済社会構造の変革の重要性を浮き彫りにした。デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・トランジションは、アフター・コロナの世界で持続的成長を確保するうえでの共通の課題になっている。

以下、2021年の各地域の経済見通しを記述する。

米国経済は、新型コロナの影響により2020年前半に大きく落ち込んだ後、後半は移動制限の緩和、拡張的な財政政策や緩和的な金融政策により景況感が回復し、ペントアップ需要による堅調な個人消費に下支えされ回復に向かった。世界最多の新型コロナ感染者が発生しなお感染拡大が続いているが、バイデン新大統領は着任早々に失業保険の追加給付延長などの追加経済支援策、グリーン分野への投資拡大なども打ち出しており、米国経済は着実に回復を続けるとみられる。新大統領は法人税率の引き上げ、金融規制や環境規制などの強化にも前向きであり、今後の動向が注目される。外交・通商面では特に対中政策が注目されるが、新政権でもIT、安全保障、人権などの面での対立は続くともみられ、米中間の覇権争いの長期化およびそれに伴うデカップリングに対する懸念は引き続き世界経済にとり大きなリスク

となる。

欧州経済は、2020年後半から新型コロナ感染が再拡大し、多くの国で全土または地域での移動制限が実施されていることが経済の下押し圧力となっている。こうした中、一部の国の拒否権の発動で遅れが懸念されていた欧州復興基金とEU中期予算の合意により、経済の立て直しが本格的に動き出した。ECBのパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）の下支えにより一部国のソブリンリスク顕在化の可能性も小さくなった。欧州経済は、グリーン・デジタル投資にも支えられ、新型コロナの感染収束とともに回復軌道に戻るとみられる。

新興国経済（中国を除く）への新型コロナのパンデミックによる打撃は先進国に比べ総じて大きい。大規模な財政・金融面の経済対策等により経済は下支えされているが、特に重債務国、資源依存国などでは金融・財政面での追加の政策発動余地は大きくない。新型コロナは社会的に弱い立場の人々への影響が大きく、社会構造がもともと脆弱な国では格差がさらに拡大し、感染拡大が長期化すれば社会不安の高まりを通じて政治経済が不安定化しうる。経済・社会構造の脆弱性、政策発動余地を含む危機対応力の違い、ワクチン確保の状況などにより、2021年における新興国経済の回復スピードにも違いが生じるとみられる。

中国経済は、政府の強力な感染抑制策と金融経済対策により、新型コロナによる景気後退から予想を上回る速度で他国に先駆けて回復した。2021年は、前年からの反動に加え、政府支援によるハイテク分野での積極的な生産・設備投資、雇用・所得環境の改善に伴う消費の回復から高い成長率を実現するとみられる。米中対立の激化、金融政策正常化の動向と過剰債務を抱える企業の債務不履行の増加には引き続き警戒が必要である。

新型コロナのパンデミックによる格差の拡大、自国第一主義の高まりがもたらす地政学リスクにも注意が必要である。ワクチン供給を巡る争いは火種となりうる。このほか、中国の海洋進出、北朝鮮の核開発などの東アジア情勢、イスラエルとアラブ諸国の国交正常化により進むイランの孤立化などの中東情勢からも目が離せない。また、熱波・寒波、洪水などの異常気象がもたらす自然災害のリスクにも警戒が必要である。

このように地域及び国ごとに多様な問題に直面しているだけに、金融経済の現状ならびに見通しについて2021年度も積極的かつ分析的な情報提供に努めたい。

上記のような情勢を念頭に置き、以下のような個別テーマを 2021 年度の重点調査項目としたい。

- ① 新型コロナの感染拡大・収束の状況と各国の政治、財政・金融、実体経済への影響
- ② 世界の為替、株式、金融市場の動向
- ③ 米国の政治、経済、外交通商の動向
- ④ ユーロ圏の経済動向および政治情勢
- ⑤ 中国、インド、ブラジル、トルコ、アセアン諸国等の新興諸国の政治経済動向
- ⑥ 石油価格をはじめとする国際原料品市況（非鉄、穀物ほか）の動向
- ⑦ イラン、サウジアラビア、トルコ等中近東の政治・社会の動向
- ⑧ 地政学リスクの分析、気候変動・異常気象の経済・社会への影響
- ⑨ 脱炭素化を中心とした SDGs の取り組みによる経済・社会への影響

（2）世界の主要金融市場における規制動向を把握し、本邦金融機関への影響等を考察する。

金融面では、FRB、ECB 等各国中銀による金融緩和政策の動向が世界の株式、債券市場に与える影響に注視したい。金融規制面では、バーゼルⅢの各国での適用状況や、米国での金融規制の動きなどについて調査していきたい。また、最近ではサイバー攻撃、暗号資産、ESG 等に関する規制・ルールに関する議論も広がっていることから、それらが本邦金融機関に与える影響や東京市場の国際化等のテーマもフォローしたい。

（3）為替市場の変動に関して調査するほか、市場参加者の見方を継続的に集約したレポートを作成する。

（4）従来の国別調査に加えて、脱炭素化やサステイナブル・ファイナンス、フィンテック、デジタル通貨、デジタル・トランスフォーメーションなど会員の関心が高い分野を中心にテーマ別調査を手掛けていきたい。

（5）調査にあたり、海外出張に制約がある中、オンライン等を通じたヒアリングなど新たな情報ソースの開拓に心掛ける。

（6）内外の政策・監督当局者や有識者を講師とするセミナーや、当財団職員による報告会等を通じて、レポート作成以外の形で積極的に情報提供する。セミナー

等の開催については、新型コロナが収束していない状況下、オンラインでのセミナー開催やホームページでの動画配信を通じての情報発信の充実を図る。新型コロナの感染状況をみながら実開催も検討する。

## II. 経済制裁規制に関する情報等提供事業

国際的なテロ組織や大量破壊兵器としての核の保有・開発に対して、国連安全保障理事会決議や有志連合の国際協調によって資産凍結や資金使途規制など多数の制裁措置が課せられており、我が国においても外為法で制裁措置対象者の指定等がされている。さらに、金融機関などの特定事業者に対しては金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」などにおいて、国連安保理制裁委員会が発表する情報、専門家パネルレポートのほか、海外主要国の規制内容など関連情報にも留意すべきとされている。

当財団では、2006年より経済制裁措置の対象者等に関する情報、検索や照合ができる簡易的なシステム、制裁者データベースを200以上の金融機関、特定事業者提供しているが、2021年度も引き続きシステムの適切な管理に努め、上記措置の実効性に寄与できるよう機能改善を図っていく。また、海外要人データベースのさらなる拡充、国連制裁委員会の専門家パネル報告書の要約や決議違反事例に関する情報の整理、米国の制裁措置、規制に関する解説資料の提供のほか、会員やユーザ向けにFATF第4次対日相互審査の結果を踏まえたセミナーやビデオ配信方式による研修を開催する予定である。

## III. 個人利用システムの普及

公益財団移行を機にインターネット等を通じて、会員のみならず国民一般にも当財団の調査成果の普及を図る狙いから、個人利用システムを2013年2月から開始した。ホームページの改訂を受けて、2018年12月より新システムを開始した。今後のレポート販売状況を注視しながら、利用の促進を図っていきたい。

## IV. 委嘱・委託事業

会員等からの委嘱および省庁の入札参加等により、新興諸国・開発途上国の金融・財政や対外債務管理等に関する各種調査・研究を行い、また研究会や研修会等

に関する事務を行うものである。市場環境が厳しさを増している中、2016年度に官庁の主にアジア諸国を対象とした研修案件を2件受注して以降受注がなかったが、2020年度は、JICA案件を受注（2022年度までの3年間）、実施した。2021年度予算では本件を計画に組み入れている。

以 上